VLED自治体会員アンケート結果

別紙1

**１．アンケート調査の概要**

**表　アンケート調査の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **内容** |
| **目的** | フォーマット共通化の検討対象データである「道路通行規制情報」「地盤情報」「食品関係営業許可施設情報」について、  ・公開状況  ・公開にあたって苦労した点（公開している場合）  ・公開できない理由、どうすれば公開できるか（公開していない場合）  を把握するため。 |
| **調査対象** | VLED自治体会員（68地方公共団体） |
| **期間** | 11/28(月)-12/2(金) |
| **方法** | メールによる送付・回答 |
| **回答団体数** | 計35団体  都道府県：9団体  政令指定都市：7団体  その他市町村：19団体 |
| **設問** | １．道路通行規制情報  Q1．道路通行規制情報を公開していますか（選択）  ・公開している（→URLをお書きください）  ・公開していない  Q2．公開している方にお伺いします。  　公開にあたって苦労した点はなんですか（自由回答）  Q3．公開していない方にお伺いします。  　公開できない主な理由はなんですか（自由回答）  ２．地盤（ボーリング）情報  　※1と同様にQ1からQ3まで質問  ３．食品営業許可施設情報  　※1と同様にQ1からQ3まで質問  ４．今後、取り上げたほうがいいと思う情報は何ですか（自由回答）  （例）犯罪発生情報など |

※回答結果を集計する中で、内容や表現に手を加えない範囲で、抜粋など文章形式の変更、匿名化（地方公共団体名削除）などをしております。

**２．道路通行規制情報の公開状況について**

**（１）公開状況**

公開15団体　　そのうち、2団体がオープンデータとして提供。

都道府県：2団体

政令指定都市：6団体

その他市町村：7団体

非公開20団体

都道府県：7団体

政令指定都市：1団体

その他市町村：12団体

**（２）公開する際に苦労した点**

＜データ整備＞

・データ化されていない

・災害による通行規制などは場所の表記に個人情報が含まれる場合があり、公開するにはデータの整理に業務負荷がかかるため。

＜更新頻度＞

・工事期間・通行規制期間等が急に変更された場合に早急に公開情報を変更しなければならない点

・リアルタイムな更新が難しい。

・主に工事による通行規制や冬季閉鎖区間の情報等を日次で更新しているが、リアルタイム的情報までは反映しきれない。

＜所管課による管理の違い＞

・各課でホームページにアップしており、標準フォーマットがない。

・水道工事以外にも道路工事や災害など様々な要因での規制が想定されるが、それぞれ所管が分かれており、情報公開に対する考え方や手法が統一されていない。

**（３）公開できない主な理由、どうすれば公開できるか**

＜データを保有していない、公開できる立場にない＞

・交通規制は警察が所管となるため実施していない（なお、イベント時の規制についてはイベントの周知に併せて実施している）。

・道路通行規制情報を保有していないため。

・市では市道の道路工事等による規制の有無は把握しているが、具体的な通行規制情報を提供できる立場にない。

・道路占用許可申請については，市が道路管理者として情報を持っているものの，占用申請期間≠工事実施（実際の工事時間帯・通行規制時間）であり，その情報を一元的に持っている部署は無く，正確な規制情報を保有していない。

・工事契約と実際の工事期間、通行制限の期間が違い、新たな情報として、連絡体制が必要となること。それも、現場判断で、警察への届出の期間内で、変動があること。

＜公開に向けた職員負荷が大きい＞

・人的リソースの不足。

・市として「できない」と言うよりも、担当者の手（データ保有部門との折衝を含む）が追いついておらず「できていない」。

＜リアルタイムに更新できない＞

・気象等での規制はリアルタイムに出すことが困難（深夜や休日など）。

・情報の更新速度が高速であるため、HPへの掲載に適さない。

・道路通行規制情報をオープンデータとして公開する際は、リアルタイムでの情報提供が求められる。本市が入手した道路通行規制情報を、即時オープンデータ化し公開する体制を整えることが困難であり、公開に至っていない。

＜公開のニーズがあまりない、効果が見込めない＞

・工事に関する規制はそもそもあまり多くない。

・市道しか把握できないが、利用者は国道、道道も一緒に同じレベルで提供されないと意味がなさそう。

・公開について表立った要望を受けていないため。

＜データを取りまとめる部署がない＞

・道路通行規制情報について、データを取りまとめて保有している部署が無いため。

＜その他＞

・公開に向けて、先進事例を研究中（適切なデータレイアウト等）。

**３．地盤（ボーリング）情報の公開状況について**

**（１）公開状況**

回答35団体中、

公開9団体　　そのうち、2団体がオープンデータとして提供。

都道府県：5団体

政令指定都市：2団体

その他市町村：2団体

非公開26団体

都道府県：4団体

政令指定都市：5団体

その他市町村：17団体

**（２）公開する際に苦労した点**

＜個人情報を除外する作業＞

・調査対象の土地が個人所有などの場合公開できないため、そのようなデータを公開対象から外す必要がある。

・公開するファイルに「現場代理人」などの個人名が含まれるため、削除する必要がある。

＜その他＞

・県が管理するGIS上で公開しており、県が事業者から直接データの提供を受けているため、特になし。

**（３）公開できない主な理由、どうすれば公開できるか**

＜公開に向けた職員負荷が大きい＞

・公開に要する事務量

・人的リソースの不足

・市として「できない」と言うよりも、担当者の手（データ保有部門との折衝を含む）が追いついておらず「できていない」。

・成果品の媒体は「紙資料」または「ＰＤＦ形式」のほか、案件によっては電子化された「ＸＭＬ形式」も存在するものの、成果品の内容を個別に確認のうえで判断し、公開に適さない情報について、削除等の加工が必要となる。その作業量は膨大なものである。

＜データが整理できていない＞

・庁内ではボーリング情報をＧＩＳに集約しているが、まとめきれていないため。

・データを整理できていないため。

・調査を実施した事業ごとに管理しているため、ボーリングデータとしてまとまっていない。

・データの所在を確認中（デジタルデータがあるかどうかも含め）。

・公開に向けて、先進事例を研究中（適切なデータレイアウト等）。

＜データ自体が公開に適さない＞

・成果品に個人情報等の公開に適さない情報が多数含まれており、広く公開する用途には適さない。

・公開を前提とした資料ではなく、業務用データとして保存しているものであり、公開に際しては加工が必要となる。

＜庁内での取りまとめができていない＞

・地盤情報について、データを取りまとめて保有している部署が無いため。

・情報を所管する課が複数あり、取りまとめができていないため。

・できないことはないが、市全体で考えがまとまっていないため、個別（各課）での公開をしていない。

・市としての方針がないため、個別で実施していない。工事等の閲覧資料としては、個別で対応している。

・成果品に含まれる情報が、個人情報等の公開に適さないものかどうかの判断を含めて、市役所外への公開の可否については、それを所管する各業務担当課に属するものである。

＜公開のニーズがあまりない、効果が見込めない＞

・公開について表立った要望を受けていないため。

・所管課でこれまで公開する必要性を感じていなかったため。

・公開ニーズを把握していないため、担当課がオープンデータの必要性を感じていない。

・公開用のシステムを開発し維持していく必要があるが、その費用に対する効果が見込めない。

・民間事業者により情報提供されているため、行政で公開する必要性を感じないため。

・公開を前提とした検討を行っていない。

・現時点では、調査結果の公表もしていないため。

＜公開によるマイナスの影響を懸念＞

・風評被害等を心配する地元の抵抗感を払拭できないため。

・公開情報を利用することに対する責任を負えない。

・民間の方々が誰でも見られようにデータを開示した場合、コスト削減のため、ボーリングを実施せず、開示したデータにより施設計画をたてる懸念があります。ボーリングにおいては、不確実性があり、開示したデータのみで支持地盤を判定し、沈下など不具合が生じた場合に、開示した側に責任が転嫁されることが危惧されます。したがって、本来の調査目的と異なる目的に利用された場合を考えると、安易に開示することはリスクが大きいと判断されます。

＜他組織で公開済み＞

・県により公開されているため、取り組んでいない。

・毎年、当該部署より地盤情報の提出依頼があり、当局では随時情報提供しています。公開については、当該部署経由でGIS Webポータルサイト運営組織へ提出し、会員のみ閲覧できることとなっています。

・国土交通省の地方整備局が中心となり運営している地盤情報検討会議体に、平成２３年度より本市から成果品データの一部を提供している。同会議体では、公開用にデータを加工して、運営主旨に賛同する会員(会員は原則手数料等の有償により情報を得ることができる)への情報提供をしている。これを市が単独で広く公開した場合には同協会の運営への影響が懸念される。

＜その他＞

・本市主導の工事案件であれば、公開自体に大きな問題は無いと考える。ただ、オープンデータを含め広く公開しようとした場合、以下の２点については懸念がある。

（１）現時点で保有している調査結果の大半は「紙資料」または「ＰＤＦ形式」の電子データであり、少なくともオープンデータには適さない。今後の納品成果物にデータ緒元（少なくとも「エクセル形式」）を加えるなど、工夫が必要。

（２）現在は、調査自体を各分野の業務主管課（区役所担当課・出先機関を含む）が個別に実施し、調査結果も個別管理している。業界標準として統一のデータレイアウトが流通されれば、今後公開が容易になると思われる。

**４．食品営業許可施設情報の公開状況について**

**（１）公開状況**

回答16団体中

（都道府県又は政令指定都市の所管業務のため、該当する地方公共団体からの回答のみ集計。）

公開8団体　　そのうち、7団体がオープンデータとして提供。

都道府県：4団体

政令指定都市：4団体

非公開8団体

都道府県：5団体

政令指定都市：3団体

**（２）公開する際に苦労した点**

＜公開に向けた職員負荷＞

・システムから吐き出してから公開するまでの作業にとても時間がかかる点。

＜個人情報の対応＞

・個人情報の問題

・個人事業主の代表者名、住所、電話番号などの取扱いの調整。

＜データ自体の性質＞

・廃業した際に、必ず届出を出さないこともあり、廃業している店も含まれてしまう点。

＜その他＞

・店舗から問合せ等があり。

**（３）公開できない主な理由**

＜公開に向けた職員負荷が大きい＞

・データの更新頻度が高く、データを保有している所管にとって公開する作業が負担に感じられていることが公開できない主な理由であると考えられます。

・WEBサイト、CMSなどとシステム上の連携をして、データを公開する作業について職員の事務負担の軽減を図ることができる必要あり。

＜公開のニーズがあまりない、効果が見込めない＞

・公開するデータについて利用者からのニーズが具体的に把握できればデータを公開する意義を見出すことができ、公開できるようになると思います。

・公開ニーズを把握していないため、担当課がオープンデータの必要性を感じていない。

・積極的に公開する理由が見当たらない。

＜データ自体が公開に適さない＞

・食品関係営業をおこなう店舗や工場の全てが保健所の営業許可を取得する訳ではない。保健所で把握している食品営業許可施設とは、３４業種の許可数であり、実際の店舗数や工場数ではない。

・食品営業許可施設が廃止されても廃業届の提出のされないまま、許可有効期間終了時に失効の形で許可が終了することも多々ある。保健所が食品営業許可施設として把握している許可数と、実際に稼働している店舗・工場の数に齟齬が生じているのが現状であるため、誤解を生じるおそれがある。

・公開されることを好ましく思わない営業者も多い（公開する根拠（法律等）があれば公開しやすい）。

・件数が多いため、公開・非公開の意向確認をするのはほぼ不可能。

・公開請求者や閲覧者が限られていること。

・情報を公表していることが原因で、営業者から「保健所にしか届出ていないのに様々な所から電話やチラシがくる。名簿屋に情報を流しているのではないか。」等の苦情を受けることがあること。

・自宅開業の店舗の場合、結果的に個人名や住所が公開されることになることや、営業所情報は市が保有するデータではあるものの、市民の資産情報を勝手に公開していいものか等、市から積極的に広く公開するには適さないものと思われる。

＜他地方公共団体で公開していない＞

・他の政令市でもホームページでの公開はされていないこと。

・県ホームページにも公開していないため。

＜その他＞

・オープンデータとしての公開について検討をしたことはないが、情報公開請求があれば開示しており公開は可能と考える。

**５．今後取り上げたほうがいいと思う情報**

・都道府県が市町村から取集し、広域的に管理する情報。

・都市計画図や決算カードなど、市町村が共通フォーマットで持っていると思われる情報。

・どの地方公共団体でも公開しやすいデータ（フォーマット共通化を検討するのであれば） 。

例：推計人口や公共施設情報など。

・各省庁や県以外の団体が調査した各種統計データ情報。

（理由：庁内の担当課宛にデータ提供依頼を行っても、県調査統計データではないことを理由に、データが提供されないため。）

・公有資産に関する情報。

・公有地情報。

・インフラ老朽化状況（道路・上下水道・橋梁）。

・水道の供給状況。

・行政が保有する道路工事の情報と重ね合わせることで、より快適な街づくりにつながる。

・駐車場。

・公共トイレ。

・Wi-fi情報。

・観光に関する情報。

・交通事故情報、交通事故多発箇所。

・犯罪発生情報、犯罪認知件数。

・犯罪発生位置・種類の情報や熊出没状況など、住民の安全に関する情報。

・安心安全に関する情報。

・避難所情報（備蓄品も含む）。

・ＡＥＤ設置場所。

・災害用井戸。

・消火栓。

・救急車出動状況。

・福祉に関する情報。

・医療機能情報提供制度で収集される情報。医療法に基づき収集・公開している情報であるため、国（厚生労働省）主導でオープンデータ化の方針や対象とする項目などを定めていただけると地方公共団体のオープンデータ化が進むと考えます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/teikyouseido/

・国立感染症研究所が実施している感染症発生動向調査結果。

・教育／生涯学習に関する情報。